⑤　一の企業が、本工事の競争参加資格確認申請から開札までの期間において、北陸地方整備局管内において結成する地域維持型建設共同企業体は、１つの組み合わせによるものとする。ただし、地域維持型建設共同企業体で請け負った履行中の工事と、別の組み合わせの地域維持型建設共同企業体により競争参加資格確認申請する本工事の工期が重複せず、北陸地方整備局長が必要と認める場合は、別の組み合わせで地域維持型建設共同企業体を結成し登録することができるものとする。

⑥　中小企業等協同組合法による事業協同組合でないこと。

⑵　構成員の技術的要件　地域維持型建設共同企業体の構成員は、令和７年10月22日において次の条件を満たすものとする。

①　平成22年度以降に、元請けとして構成員のうち１者が次に掲げる⒜の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の10分の６以上、経常建設共同企業体にあっては20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。)元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)所掌の工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

⒜　同一工事で盛土（埋戻しを含む）の土量が10,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。

②　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が３年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が３年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとするが、上記①⒜の施工実績は専任で配置する技術者が有すること。

④　構成員について、１者以上は発注工事に対応する建設業法の許可業種の許可を受けている本店が石川県内にあること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　地域維持型建設共同企業体の代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定されたものとする。

⑸　地域維持型建設共同企業体の協定　「地域維持型建設共同企業体協定書（甲)」の様式は上記５⑴へアクセスして入手するものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（上記６⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が認定されるためには、上記６⑴①の認定を受けていない構成員が北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関すること除く。)における令和７・８年度の一般土木工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに地域維持型建設共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

８　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　地域維持型建設共同企業体の名称は、Ａ工事は「Ｒ７～９　249号輪島バイパス道路復旧その１工事△△・□□地域維持型建設共同企業体」、Ｂ工事は「Ｒ７　249号輪島地区道路復旧その14工事△△・□□地域維持型建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に地域維持型建設共同企業体として参加するためには、開札の時において、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年10月22日

東北管区警察局青森県情報通信部長

新山　和範

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　02

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　購入等物品及び数量　青森県警察本部用指令通信装置（情報処理系）　１式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和７年11月25日17時15分（郵送の場合は必着のこと。)

⑵　提出先　〒030―0801 青森市新町２－３－１　東北管区警察局青森県情報通信部通信施設課　電話017―723―4211

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和７年10月22日から令和７年11月25日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

⑶　仕様書案の返却場所及び返却期限　上記２⑴⑵に同じ。

４　関心表明の方法

⑴　関心表明書の提出期限　令和７年11月25日17時15分（郵送の場合は必着のこと。)

⑵　提出先　上記２⑵に同じ。

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 15, 29

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Command Communications Equipment for Aomori Prefectural Police Headquarters (Information processing system), 1 set

⑶　Time limit for the submission of comments : 17 : 15　25 November, 2025

⑷　Contact point for the notice : Communications Facilities Section, Aomori Prefectural Info-Communications Department, Tohoku Regional Police Bureau, 2―3―1 Shinmachi Aomori-shi 030―0801 Japan. TEL 017―723―4211

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年10月22日

支出負担行為担当官

デジタル庁会計担当参事官　田邉　国治

◎調達機関番号　027　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　令和８年度ガバメントソリューションサービスへの移行に係る端末の借入等　１式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和７年11月11日12時00分（郵送の場合は必着のこと。)

⑵　提出先　〒102―0094 東京都千代田区紀尾井町１番３号東京ガーデンテラス紀尾井町19階　デジタル庁省庁業務サービスグループガバメントソリューションサービス担当　富士原、馬場、後藤、岡田、山形　電話03―6771―8818

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和７年10月22日から令和７年11月11日まで

⑵　交付場所　政府電子調達システムに掲載する。

４　仕様書案の説明会

実施しない。